

第1回風連地区農地小委員会の概要

年 月 日	令和3年9月9日(木)	会場	風連庁舎 中会議室
出席委員	武田・新田・菅原・藤野・上手・住田・安達・林・横田・飯村・又村委員		
委員外議員	沼田・村中・清水委員		
欠席委員	なし		

審査及び報告事項

事務局から、農地法第4条・第5条に関わる違反事例と思われる案件について説明がなされた。その後、案件について検討が行われた。

【質 疑】

問) 転用面積が200㎡以下だと農業委員会への届け出となっているが、知事許可との違いは何か。

答) 200㎡以下は簡易な転用と捉えてのこと。また、事務の煩雑さを回避するためと考えられる。良否の判断基準は、道の判断と市の判断が変わることはない。道の基準に照らして許可できない案件は、市においても許可ができないものとする。

【主な意見】

- ・自分の土地という意識が強く、転用する場合の申請行為など、理解している農業者が少ないのではないかと。
- ・農地パトロールで発見された案件については、本人に建設の経緯などの確認をしっかりと行うべき。
- ・今回の案件のように、ビニールハウス内に農機具などを保管している事例が多くみられる。「ビニールハウスなら転用は必要ない」という間違った認識がなされている。
- ・育苗や収穫作業などで利用しているビニールハウスについて、一時的に農機具を保管することは問題ないのではないかと。
- ・ビニールハウスの取り扱いを一本化し、市内農業者にも納得されるようなルール作りが必要と思われる。
- ・水田については、国から政策補助金が交付されている場合もあり、転用などの正規な手続きを踏まなければならないと考える。
- ・農地を原状復帰するというのは、不法建築物を撤去するだけではなく、農地として維持管理していくことと思う。
- ・様々な機会を利用し、農地転用制度について、農業者に理解してもらい取組を農業委員会としても進めていかなければならない。

以上のような議論を受け、該当者に聞き取りを行い、今後の対応について進めることとした。また、小委員会での議論経過について、農業委員会総会時に報告することとする。